

(イ) 教職員の勤務時間及び管理について

i) 教職員の勤務時間について

教職員の勤務時間に関して、教職員のうち教員については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）により、正規の勤務時間の割り振りを適正に行い、原則として、時間外勤務は命じないものとされており、正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、「政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする」とされている。

従って、公立学校の教育職員に時間外勤務を命ずる場合は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」で定められている業務（いわゆる「超勤4項目」）に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限られることになり、市でも、「市町立小中学校・義務教育学校 県費負担教職員 人事事務提要」第五章3で同様に定めている。

また、給特法では、「教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。）には、その者の給料月額百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。」

（同法第3条第1項）とする一方、「教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。」（同条第2項）とされている。

ii) 教職員の勤務時間管理について

勤務時間の管理については、厚生労働省において「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日）が示されている。なお、働き方改革関連法における労働安全衛生法改正に伴い、平成31年（2019年）4月1日より客観的方法等による労働時間の管理が義務化されている。

同ガイドラインでは、「使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。」として、

- | |
|---|
| ア 使用者が自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。 |
| イ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。 |

の2つの方法を挙げている。

また、上記の方法によらずに自己申告制による方法も認めているが、その場合には、使用者は以下の措置を講じることを求めている。

ア 自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。

イ 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、本ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと。

ウ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

特に、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間の分かるデータを有している場合に、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

エ 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認すること。

その際、休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと。

オ 自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものである。このため、使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

さらに、労働基準法の定める法定労働時間や時間外労働に関する労使協定（いわゆる36協定）により延長することができる時間数を遵守することは当然であるが、実際には延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、実際に労働時間を管理する者や労働者等において、慣習的に行われていないかについても確認すること。

なお、このガイドラインの適用範囲は、「労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場」であるとされていて、国公立を問わず、全ての学校において適用されるものであり、労働法制上、校長や教育委員会等が勤務時間を適正に管理すべき義務を負っていることになる。

この点、後述の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」でも、在校時間はICTの活用やタイムカード等により客観的に計測することが求められている。

(ウ) 市による勤務時間の管理について

市では、基本的には、パソコンの電源OFFと教職員の勤務時間のうち終業時刻とを連動させて管理しているが、現時点では、パソコンの電源ONと始業時刻の連動はできていない。

そこで、市では、朝出勤してから始業時間までの勤務時間については、自己申告制を採用し、教職員が作成する超過勤務申告書にて把握・管理している。

また、土日祝日の勤務時間や持ち帰り時間についても、超過勤務申告書にて把握・管理している。

超過勤務申告書は、各教職員が自己申告にて作成するものであり、月次分を翌月初めに提出することになっている。

その上で、各学校では、パソコンの使用時間の記録及び教職員が作成・提出したそれぞれの超過勤務申告書をもとにして、①教員数、②各教員の超過勤務時間の合計、③超過勤務時間が45時間を超えている教員の数、④超過勤務時間が月80時間を超えている教員を集計し、教育委員会に対して報告を行っている。

なお、この報告は、各学校から3か月に1回、年4回教育委員会に提出されている。

(エ) 教職員の勤務時間上限について

i) 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」について

文部科学省は、平成31年1月25日付けで「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を公表した。

同ガイドラインでは、勤務時間について、教師等が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とし、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時

間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握して合算するほか、各地方公共団体で定める方法によるテレワーク等によるものについても合算することとしている。ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとしている。

なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとしている。

そして、これらを総称して「在校等時間」とし、同ガイドラインにおいて対象となる「勤務時間」とするとしている。

これらをまとめると、以下ようになる。

在校等時間

＝在校している時間＋（校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間、各地方公共団体で定める方法によるテレワークの時間）－（所定の勤務時間外に校内において行う自己研鑽の時間その他業務外の時間、休憩時間）

また、同ガイドラインは、上限の目安時間として、

- ① 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。
- ② 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

としている。

ただし、特例的な扱いとして、

③上記の①及び②を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。

④また、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようすること。

としている。

さらに、同ガイドラインでは、その実効性を担保するために、服務監督権者である教育委員会に対して以下の取組を進めることを求めている。

- ①教育委員会は、本ガイドラインを参考にしながら、それぞれにおいて、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等（以下「方針等」という。）を策定すること。
- ②教育委員会は、方針等の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取り組みを実施すること。特に、方針等で定める上限の目安時間を超えた場合には、教育委員会は、所管内の公立学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うこと。
- ③教育委員会は、人事委員会と方針等について認識を共有し、専門的な助言等を受けるなど連携を強化すること。人事委員会を置かない地方公共団体については、当該団体の長と方針等について認識を共有し、当該団体の長の求めに応じて必要な報告を行うなど連携して取り組むこと。

なお、同ガイドラインでは、留意事項として、

- ・決して、学校や教師等に上限の目安時間の遵守を求めるのみであってはならないこと
- ・在校時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測すること
- ・上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本ガイドラインのそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けること

等の点を挙げている。

また、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和元年法律第72号）により、前述の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある指針に格上げされている。

ii) 「大津市立学校園の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」について

市でも、令和2年3月2日付け「大津市立学校園の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」により、大津市立学校園に勤務する教育職員の業務量の適

切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めることとされた。

同方針では、教育職員のいわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として、外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とするとしている。

ここで「在校等時間」とは、国のガイドライン同様に、在校している時間に①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間を加え、②勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間並びに③休憩時間を減じた時間をいうとしている。

時間外在校等時間について、原則として、1か月45時間以内、1年間360時間以内を上限時間とするとしている。

また、同方針では、教育委員会及び校園長が留意すべきこととして以下の5項目を挙げている。

ア 上限時間の把握にあたっては、ICT等を活用した客観的な方法により、教育職員個々の在校等時間を把握すること。また、校外での職務や土日・祝日などの校務に従事した時間についても、できる限り客観的な方法により把握するとともに、計測した結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録になることから、別に定めるところにより公文書として適切に管理、保存すること。持ち帰り業務が行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取り組みを行うこと。

ただし、在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化され、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残すこと、又は残させることがあってはならないこと。

イ 教育職員の健康及び福祉を確保するため、校園長は時間外在校等時間が一定時間を超えた教育職員がいる場合は、健康管理医師の健康診断を受けさせること。

ウ 休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守すると共に、年次有給休暇等の休日について、まとまった日数を連続して取得することを含め、教育職員の健康確保に向けた取り組みを促進すること。

- エ 本方針の実施にあたり、市教育委員会は、上限時間を超える教育職員がいる場合には、各学校園における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うものとする。
- オ 上限時間は、上限時間まで業務を行うことを推奨するものではない。これらは学校園における働き方改革の総合的な方策の一環であり、在校等時間の長時間化を防ぐ取り組みと併せて取り組むべきものである。これらの取り組みを講ずることなく、学校園や教育職員に対して、上限時間を遵守することを求めるのみでないこと。

ちなみに、いわゆる超勤4項目に関して、市の「市町立小中学校・義務教育学校 県費負担教職員 人事事務提要」第五章3（2）ウでは「教育職員の時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時または緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。」とし「（ア）校外学習その他生徒の実習に関する業務、（イ）修学旅行その他学校行事に関する業務、（ウ）職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務、（エ）非常災害の場合、児童または生徒の指導に関し、緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務」を挙げている。

iii) その他の市の取組

前述のほか、教育委員会は、「大津市立学校園における働き方改革 取り組み方針」にて、教職員の時間外在校等時間が月45時間以内・年360時間以内となることを目指すとの取組目標を定め、以下の取組方針「大津働き方改革5つ星運動」を掲げている。

大津市立学校園における働き方改革 取組方針

大津市教育委員会

大津市の子どもたちの輝く未来と生きる力を育むために、私たちは大津市立学校園で勤務する教職員が健康でいきいきと働くことができるための働き方改革に取り組んで参ります。

取組目標

- ・ 大津市立学校園に勤務する教職員の在校等時間が月45時間以内・年360時間以内を目指します。

取組方針

★★大津働き方改革5つ星運動★★★

★教職員の出勤時間の客観的な管理に努めます

- ・ ICTを活用した勤務時間管理のシステムを導入し、教職員の勤務時間の客観的把握に努めます。

★学校園における業務改善に努めます

- ・ 校務支援システムによる通知表や指導要録等の共通様式化、各種学習計画等の幼小中連携を図ります。
- ・ 各種調査や会議、研修会等の内容及び方法について見直しや効率化の検討を進めます。
- ・ 学校業務や行事の廃止・精選について検討し、業務のスクラップ化等を図ります。
- ・ 各種団体から学校園への依頼（作文や絵画コンクール等）を整理します。
- ・ 市として部活動のあり方について検討を進めます。

★学校園において多様な人材の活用に努めます

- ・ 小中学校における共同学校事務室を設置し、学校マネジメント力の向上と学校事務の効率化を図ります。
- ・ コミュニティ・スクールを推進します。
- ・ スクールサポート・スタッフや部活動指導員などの配置拡充を目指します。
- ・ 常勤・非常勤講師の確保に努めます。

★教職員の働きやすい職場づくりに努めます

- ・ 教職員の心身の健康に関する支援および啓発を推進します。
- ・ 健康促進日や長期休業期間中の閉校日の設定等、休暇が取得しやすい環境の整備に努めます。

★学校園における働き方改革推進のための啓発および意識改革に努めます

- ・ 働き方改革や業務改善に関する研修等の機会を設け、各校における働き方改革推進リーダーを育成します。
- ・ 学校園における業務改善の実践事例を共有化（データベース化）します。
- ・ 学校園の内外に働き方改革の取組状況を発信します。

（出典：「大津市立学校園における働き方改革 取り組み方針」より抜粋）

（オ）教職員のストレスチェック対策

市は、「大津市立学校教職員のストレスチェック実施要領」を作成し、ストレスチェック制度を実施するに当たっての実施方法等を定めている。

また、市は、「長時間労働を行った大津市立小中学校教職員に対する面接指導等実施要項」を定めるとともに、令和2年4月1日付け（大教委教職第257

号)「長時間労働を行った大津市立小中学校教職員に対する健康管理対策(面接指導)について」を各小中学校長に対して発している。

「長時間労働を行った大津市立小中学校教職員に対する健康管理対策(面接指導)について」では、校長が、疲労の蓄積の状況にかかわらず月45時間を超える時間外労働を行った全教職員(管理職を含む)を「長時間労働等を行った教職員に対する面接指導の実施結果等について」に記入し、翌月25日までに教職員室に提出することとし、また、面接指導医による面接指導を希望しない教職員については、面接指導を受けるよう勧奨するとともに、面接指導を受けない場合には勧奨した日時等を同書類に記入することとされている。

面接指導の対象となる教職員は、休憩時間を除く、正規の勤務時間(週当たり38時間45分)を超えて行う勤務が、以下①乃至③のいずれかに該当する者である。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 1か月当たり、45時間を超える時間外労働を行い、申し出があった者② 2～6か月平均で80時間を超える時間外労働を行った者③ 1か月当たり、100時間を超える時間外労働を行った者 |
|--|

5. 学校施設と統廃合

(1) 学校施設の耐震化

耐震化工事については、文部科学省が公立学校施設の構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策について、平成27年度までの完了を目標に、制度の充実を図りながら重点的に推進していた。

公立学校施設は、児童生徒の学習や生活の場であるとともに、地震などの災害時には地域住民の避難場所等ともなることから、耐震化によって安全性を確保することは極めて重要です。文部科学省では、公立学校施設の構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策について、平成27年度までの完了を目標に、制度の充実を図りながら重点的に推進してきました。その結果、公立学校施設の構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策はおおむね完了した状況となりました。

(出典：「文部科学省 HP 上（公立学校施設の耐震化の推進）」より抜粋)

市においても、公立小中学校の耐震化工事は、推進されており、平成28年4月1日時点で完了しているものとされており、古い校舎も含めて耐震化は完了している。

公立小中学校の耐震化率（平成28年4月1日）				
区分		小学校	中学校	合計
全棟数	A=B+C	238	154	392
S57年以降建築の棟数	B	98	91	189
S56年以前建築の棟数	C=D+E	140	63	203
耐震性がある棟数 (補強済み含む)	D	140	63	203
耐震性がない棟数	E=C-D	0	0	0
耐震性がない建物の中で、 第二次診断等実施済棟数	F	0	0	0
第二次診断等実施率	I=(D+F)/C	100%	100%	100%
耐震化率	J=(B+D)/A	100%	100%	100%

注) 葛川中学校体育館は小学校との併用施設である。

注) 棟数は、増改築や構造が異なる単位等で集計しているものである。

注) 階数が2階以上又は床面積が200㎡以上につき対象。

(出典：「大津市 HP 学校施設の耐震化について」より抜粋)

(2) 学校施設の老朽化

市は、学校施設の老朽化等に対して、大規模改造を実施していたが、今後の大津市公立学校等施設整備計画において、長寿命化計画を立てるとともに緊急性が高いものを順位づけして対応する方針を立てている。

公立小中学校施設は、第2次ベビーブームに合わせて建築されたものが多く、建築後25年以上経過した建物の面積が全体の約7割となるなど、校舎等の老朽化が大きな課題となっています。

建物部材の経年劣化は、安全面での不具合や機能面での不具合を引き起こします。

子どもたちの安全確保はもちろんのこと、公立小中学校の約9割が地域の避難所となっており、地域の防災機能強化の観点からも、早急に学校施設の老朽化対策に取り組む必要があります。

(出典：文部科学省HP「公立学校施設の老朽化対策の推進」より抜粋)

文部科学省HP上の長寿命化改良事業Q&Aによると、従来の大規模改造事業は、経年による劣化や損傷・故障等が生じた内外装材や設備等を改修・更新する等、建設当時の状態に戻すことを主な目的であったが、今後実施する長寿命化改良事業では、構造体の劣化防止やライフラインの更新、教育環境の改善等を加えた質の高い工事を対象とするのが主な目的である。

また、学校施設は、老朽化の進行に伴い、40年程度で改築を実施していたが、必要な対策・改修等を行うことにより、70～80年程度使用することが可能となる。

改築していた老朽施設の再生を図るため、構造体の耐久性向上やライフラインの健全化、さらに、現代の社会的要請に応じた省エネルギー化や多様な学習内容、学習形態による活動が可能となる教育環境等を整備することで施設の長寿命化を図ることを趣旨としている。

- ・ よりよい教育環境の確保
- ・ 効率的・効果的な老朽施設の再生によるトータルコストの縮減・予算の平準化
- ・ 今後の方針の共有による学校関係者・地域住民の理解の促進

(出典：文部科学省HP「長寿命化計画策定の目的」より抜粋)

現状、学校施設の工事については、学校施設等の大規模改造、防災機能強化、新增築等の工事を行うに当たり、国の交付金である学校施設環境改善交付金を活用している。

当該交付金の交付を受ける場合は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」第12条第4項に基づき、施設整備計画を作成し、公表が必要であり、市はHP上での公表を実施している。

また、計画期間の終了時には「学校施設環境改善交付金交付要綱」第8に基づき、目標達成状況等について評価を行い、公表が必要である。

市は、施設整備計画の作成において、上述の長寿命化計画を織り込むことになる。直近の市の学校施設の工事については以下のとおりである。

■防犯対策など安全性の確保を図る整備

市の学校施設は、第二次ベビーブームの影響等により児童・生徒が増大した昭和50年代までに増改築されたものが多くを占めている。一方で、その当時から建物建築に係る各種法令（建築基準法等）も幾度か改正等が繰り返されており、現在に至っては、各種法令や基準に不適合な施設、設備等が存在している。そうした状況を改善し、学校施設の安全性と児童・生徒が安心して教育を受けられる環境を確保する観点から、計画的に最新の法令等に準拠するための施設改修を実施する。

（出典：「施設整備計画（平成27年度～平成29年度）」より抜粋）

最新の法令等に準拠するために計画的に施設改修を実施することで、学校施設の安全性と児童・生徒が安心して教育を受けられる環境を確保する。

（出典：「施設整備計画（平成30年度～平成32年度）」より抜粋）

最新の法令等に準拠するために、坂本小学校ほか7校で防火設備改修等を実施
瀬田中学校ほか3校において、老朽化した昇降機の改修を実施

（出典：「施設整備計画事後評価（平成27年度～平成29年度）」より抜粋）

■教育環境の質的な向上を図る整備

大津市内各小・中学校・幼稚園施設の老朽化に対応するため、計画的に大規模改造事業を実施し教育環境の質的整備に努める。併せて、障害をもつ児童生徒等が支障なく、安全・安心に学校生活を送り、障害の種類や程度に応じ、きめ細かな教育が展開できるよう、昇降機の整備をはじめ施設のバリアフリー化、計画的な洋式トイレの設置等を実施する。

(出典：「施設整備計画（平成27年度～平成29年度）」より抜粋)

大津市内各幼稚園、小学校および中学校施設の老朽化に対応するため、計画的に大規模改造事業を実施し教育環境の質的整備に努める。併せて、障害をもつ児童生徒等が支障なく、安全・安心に学校生活を送り、障害の種類や程度に応じ、きめ細かな教育が展開できるよう、昇降機の整備をはじめ施設のバリアフリー化、計画的な洋式トイレの設置等を実施する。

(出典：「施設整備計画（平成30年度～平成32年度）」より抜粋)

施設の老朽化他対策を施すために、日吉中学校、瀬田南小学校、富士見小学校、瀬田中学校において大規模改修工事を実施。

今後も継続して老朽化対策の計画を計上し、児童生徒に安心安全な教育環境を提供する必要がある。

公立小中学校については、皇子山中学校、石山中学校、南郷中学校、藤尾小学校において昇降機やスロープの設置を行い、施設のバリアフリー化を実現した。

(出典：「施設整備計画事後評価（平成27年度～平成29年度）」より抜粋)

(3) 学校の統廃合

「第2. 監査対象の概要 1. 大津市の教育の概要 (5) 児童生徒の概要」で記載したとおり、大津市においても児童生徒数はここ数年一貫して減少傾向にある。

国においても、児童生徒数の減少と学校統廃合の必要性について認識しており、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」を平成27年1月に公表している。

これを受けて、市では、平成28年12月に「大津市立小中学校規模等適正化ビジョン」（以下「適正化ビジョン」という。）を公表した。

適正化ビジョンでは、以下の3つの観点から学校規模等の適正化を進めることとしている。

①教育的観点

一般に児童生徒同士の間関係や、教員との人間関係を通じて、人間関係を構築する力を身に付けさせるためには、クラス替えができることが望まれる一方、児童生徒数が学校施設に比して過大となると教育活動の展開に支障をきたすことから、規模の適正化が必要とされている。

学校規模を3つの区分に分けて適正化を進める。

- | |
|---|
| ①全学年でクラス替えができない規模（小規模な学校）
②児童生徒数が1,200人以上の規模（大規模な学校）
③上記以外の規模の学校（小規模及び大規模以外の学校） |
|---|

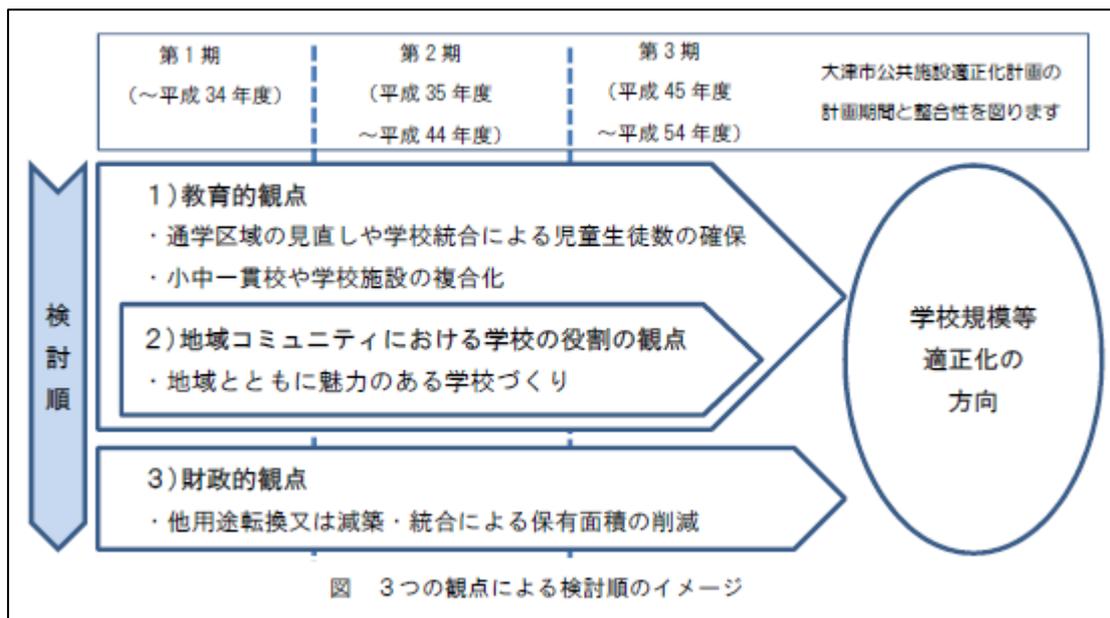
（出典：「大津市立小中学校規模等適正化ビジョン」より抜粋）

②地域コミュニティにおける学校の役割の観点

小中学校が地域コミュニティにおいて、地域交流やスポーツ活動、防災拠点等の役割を担い、まちづくりの在り方とも関わることから、地域コミュニティの核としての役割、地域住民の理解と協力の観点も考慮した適正化が必要とされている。

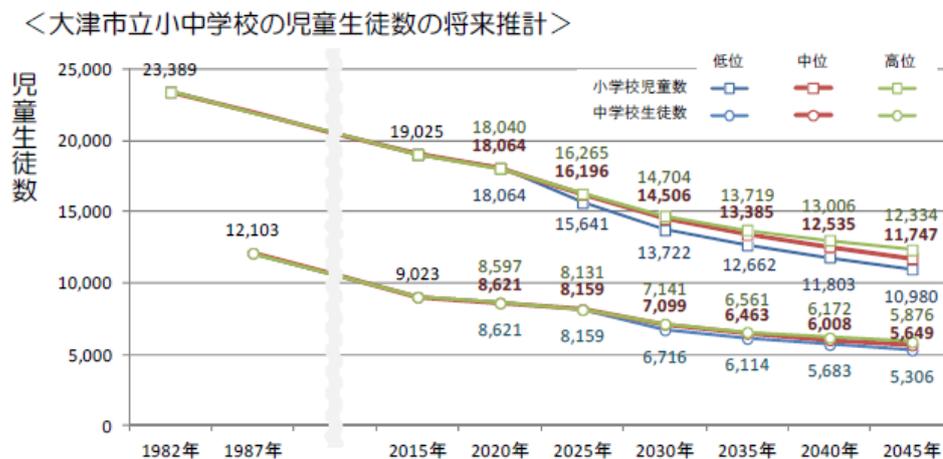
③財政的観点

今後、人口の減少が予想される中、維持可能な公共施設の在り方を検討していく必要があり、学校施設についても、他の公共施設と一律に論じることはできないとしつつも、学校規模の縮小化や他の施設への用途変更による保有面積の減少、また更なる減少が必要な場合には、統合も視野に入れた検討を行うこととしている。



(出典：「大津市立小中学校規模等適正化ビジョン」より抜粋)

(図表) 将来の児童生徒数の推計



(出典：「大津市立小中学校規模等適正化ビジョン」より抜粋)

適正化ビジョンでの地域別検討に当たっての地域区分は以下のとおりである。

【7地域の区分】

地域区分	中学校区	小学校区
北部地域	志賀	小松、木戸、和邇、小野
西北部地域	葛川	葛川
	伊香立	伊香立
	真野	真野、真野北
	堅田	堅田
	仰木	仰木、仰木の里、仰木の里東
中北部地域	日吉	雄琴、日吉台、坂本、下阪本
	唐崎	唐崎
中部地域	皇子山	志賀（※）
		比叡平、藤尾、長等
	打出	逢坂、中央
中南部地域	栗津	平野
		膳所
	北大路	晴嵐
		富士見
南部地域	石山	石山
	南郷	南郷、大石
	田上	田上
東部地域	上田上	上田上
		青山
	瀬田	瀬田南、瀬田
	瀬田北	瀬田北、瀬田東

※志賀小学校区は中部地域・中部ブロックになる。

（出典：「大津市立小中学校規模等適正化ビジョン」より抜粋）

6. 学びの支援

(1) 学校給食

①概要

学校給食とは、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより健康の増進や体力の向上を図ることを目的としたものである。また、生徒自身に給食の準備や後片付け等を計画的に行わせることで、望ましい食習慣と食に関する実践力を身につけられるよう取り組んでいる。

さらに、市では食材に地場産物を活用し、献立に地域の郷土食や行事食を取り入れることで、地域の文化や伝統に対する理解と関心を高める等食育の推進に努めている。

また、施設の老朽化が進み、改修、整備が急務となっていた東部学校給食共同調理場の移転、新築とあわせ、令和2年1月より中学校給食を開始し、現在、小学校37校、中学校18校で完全給食を実施している。

新しい東部学校給食共同調理場については、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な給食サービスを提供するため、一つの事業者が施設の整備から維持管理、副食調理や配送等の運営までを行うPFI方式を導入している。

現在、運営を民間業者に委託している北部・南部・東部の3共同調理場と、自校式の単独調理場（葛川小・中学校、志賀中学校）があり、1日当たり約29,000食の副食調理並びに配送、配膳等の給食業務を実施している。

学校給食の実施状況

令和2年5月1日現在

	学校数	児童生徒数	教職員数	合計
小学校	37校	18,402人	1,227人	19,629人
中学校	18校	8,808人	717人	9,525人
計	55校	27,210人	1,944人	29,154人

(出典：「学校給食課提供資料」より抜粋)

施設の概要（食数は、教職員数及びその他の職員数を含む）

調理場	北部学校給食 共同調理場	南部学校給食 共同調理場	東部学校給食 共同調理場	単独調理場 (葛川小・ 中)	単独調理場 (志賀中)
所在地	真野四丁目 26-14	音羽台 6-45	栗林町 1-1	葛川中村町 108-1	南船路1029
開始年	昭和51年度 (平成14年度 新築移転)	昭和46年度 (平成20年度 新築移転)	昭和59年度 (令和元年度 新築移転)	昭和43年度 (平成5年度 改修)	昭和52年度 (平成14年度改 修)
構造	鉄骨造一部 2階建	鉄骨造一部 2階建	鉄骨造2階建	鉄筋コンクリート造 平屋建	鉄筋コンクリート造 平屋建
延床面積	2,067㎡	2,356㎡	7,085㎡	70㎡	288㎡
対象 学校数	小学校13校 中学校4校	小学校8校 中学校3校	小学校15校 中学校9校	2校	1校
食数	6,053食	6,153食	16,243食	58食	647食
実施形態	完全給食 米飯(週3回) パン(週2回)	完全給食 米飯(週3回) パン(週2回)	完全給食 3献立を作成 米飯(週3回) パン(週2回)	完全給食 米飯(週3回) パン(週2回)	完全給食 米飯(週3回) パン(週2回)
運営形態	民間委託	民間委託	民間委託 (PFI方式)	直営	直営

(出典：「学校給食課提供資料」より抜粋)

給食の主食、牛乳、副食の発注については次のとおりである。

主食（米飯、パン、麺）については滋賀県学校給食会で取り扱っている。発注は、各学校から必要数を、米飯とパンは滋賀県学校給食協同組合に、麺は学校毎に割り振られている指定業者に行っている。なお、米飯は、炊飯されたものが各学校へ配送されるが、葛川小・中学校へは米穀が配達され自校の調理場で炊飯される。牛乳は各学校から乳業者に発注している。副食は、各学校から共同調理場に対して発注している。

大津市の給食の献立は、自校方式の学校も含め日によって出る順番が異なる場合もあるが基本的に統一献立である。献立が決定されるプロセスは、栄養教諭等が原案を作成し、献立検討会で検討した後、学期に1回の献立調整会議（保護者代表、給食関係委員、給食主任、学校給食関係行政職員等（以下「保護者代表等」という。）によって構成。）において検討された後、教育委員会で決定している。

副食の食材の選定は、一部を除いて年3回の物資選定会議（保護者代表等によって構成）において選定された食材を一括購入している。食材の選定に当たっては、見本品を確認し、成分、配合、品質（栄養、味）等に留意し、衛生的で安全な食品を選定している。なお、青果類、湖魚類は、月1回の見積照合に

て決定している。特に青果類は地場産（大津市産）のものを優先的に購入している。

②東部学校給食共同調理場

市の中学校における昼食は、子どもと保護者のふれあい、一人ひとりの子どもに応じた食事量や嗜好、健康面等について対応できるものとして、これまで家庭弁当を基本としていた。また、弁当が持参できない時のために、それを補完する制度として、平成25年度から中学校スクールランチ事業を実施してきたところである。

しかしながら、共働き世帯の増加や保護者の就労形態の変化等により弁当を持たせることが難しい家庭もあり、生徒の健康増進と食事の栄養バランス、食材の安全、安心、食育の推進等、学校給食が果たすべき役割は以前にも増して大きくなっており、市としても中学校給食を実施する必要性が高まった。

こういった状況に加え、従来から小学校を対象に給食を配送していた東部学校給食共同調理場が整備後30年以上経過しており、老朽化が進んでいたため、民間事業会社の知見を活かすことのできるPFIを導入し、東部学校給食共同調理場の建替え及び中学校給食を提供できるほどの規模への拡大を行った。

（東部学校給食共同調理場の概要）

所在地：大津市栗林町1番1号
稼働開始：令和2年1月
敷地面積：12,365.35㎡
建築面積：5,511.73㎡
延床面積：7,085.25㎡
構造・階数：鉄骨造・2階建て
調理能力：17,000食（3献立）/日
配送対象校：小学校15校・中学校9校
配送車両台数：18台



(出典：「大津市ホームページ」より抜粋)

(PFIの概要)

内閣府のホームページにおいて、PFIとは以下のように説明されている。

PFIとは、公共事業を実施するための手法の一つです。

民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。あくまで地方公共団体が発注者となり、公共事業として行うものであり、JRやNTTのような民営化とは違います。

正式名称を、Private-Finance-Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）といい、頭文字をとってPFIと呼ばれています。

(出典：「内閣府ホームページ」より抜粋)

PFI事業の実施により、期待される効果は以下のとおりである。

1. 低廉かつ良質な公共サービスが提供されること

PFI事業では、民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用できます。また、事業全体のリスク管理※が効率的に行われることや、設計・建設・維持管理・運営の全部又は一部を一体的に扱うことによる事業コストの削減が期待できます。これらにより、コストの削減、質の高い公共サービスの提供が期待されます。

※リスク管理事業を進めていく上では、事故、需要の変動、物価や金利の変動等の経済状況の変化、計画の変更、天災等さまざまな予測できない事態により損失等が発生するおそれ（リスク）があります。PFIでは、これらのリスクを最もよく管理できる者にそのリスクを負担させることでコストの削減やサービスの向上を達成します。

2. 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革

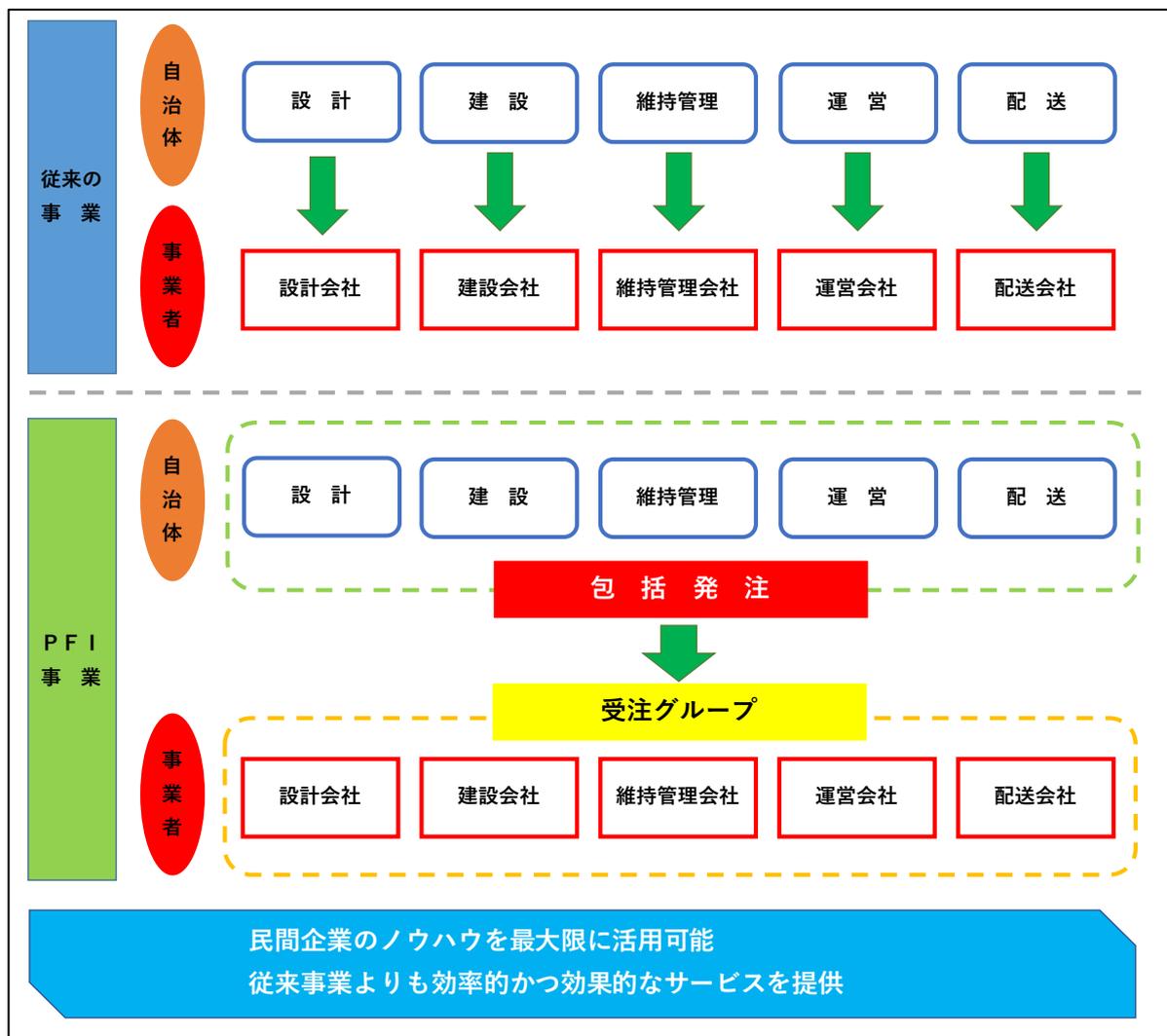
従来、地方公共団体等が行ってきた事業を民間事業者が行うようになるため、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップが形成されていくことが期待されます。

3. 民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資すること

従来、地方公共団体等が行ってきた事業を民間事業者にゆだねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらします。

(出典：「内閣府ホームページ」より抜粋)

東部学校給食共同調理場におけるPFI導入のイメージ図は以下のとおりである。



(出典：「大津市東部学校給食共同調理場 子どもたちの心に残るおいしい学校給食を～学校給食を通じた食育の推進～ (2020年3月制作)」より包括外部監査人が作成)

上記イメージ図のとおり、東部学校給食共同調理場はPFI導入により、包括的な発注が可能となったことに加え、民間企業のノウハウを最大限に活用することが可能となり、従来よりも効率的かつ効果的なサービスの提供が可能になった。

(2) いじめ問題対策

①概要

(ア) 「いじめ防止対策推進法」の制定について

国は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日成立、同年9月28日施行）を制定し、国や地方公共団体が「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」を定めるよう求めた。

なお、同法では以下のような定義が置かれている。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(出典：「いじめ防止対策推進法」より抜粋)

これを受けて、文部科学大臣は、平成25年10月11日に「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定 平成29年3月14日）を出した。

その中では、いじめ防止等のために国が実施する施策、地方公共団体が実施すべき施策及び学校が実施すべき施策のほか、重大事態への対処が示されている。

(イ) 市の対応・取組について

市は、「大津市子どものいじめの防止に関する条例」を制定し、また、市及び教育委員会は、平成29年3月に第2期行動計画として「大津市いじめの防止に関する行動計画（地方いじめ防止基本方針）」を出した（以下、第2期行動計画を、単に「行動計画」という。）。なお、同計画は、平成29年度～令和4

年度の5か年の行動計画であり、令和2年1月に中間見直しが行われている等、定期的な見直し・改善が行われている。

(ウ) 「大津市いじめの防止に関する行動計画（地方いじめ防止基本方針）」について

i) 行動計画の基本方針

行動計画は、①いじめのない学校づくりに向けた子どもの主体的な参画に関すること、②いじめの防止に向けた教育及び人づくりに関すること、③いじめの防止に向けた普及啓発活動に関すること、④いじめ防止啓発月間に関すること、⑤いじめを早期に発見するための施策に関すること、⑥いじめを防止し、及び解決するための施策に関すること、⑦いじめに関する相談体制等に関すること、⑧いじめを受けた子ども及びいじめを行った子ども並びにその過程に対する支援に関すること、⑨いじめのない社会を実現するために必要なこと、について具体的な取組を定めたものであり、また、以下の3つの基本方針を掲げている。

1. 過去の反省を忘れないこと

大津市は、「いじめが死につながる」ことを心に刻み、二度と悲しい事件が起きることがないように、2011年（平成23年）の事件のことを忘れず、反省し、第三者調査委員会調査報告書における各主体の問題点を踏まえた提言、そして事件を受けて制定された条例に基づく取組を進めることに全力を尽くします。

2. 子どもの主体性を尊重し、子どもの声を大切にすること

条例においては、「子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくること」を目的としています。そのためのいじめ対策であり、主体となるのは当事者である子どもです。子どもの声を聴くことなしに、いじめの本当の解決はありません。子どもの主体性を尊重し、子どもの声を大切にすることで、いじめ対策に関する施策を実効的なものとします。

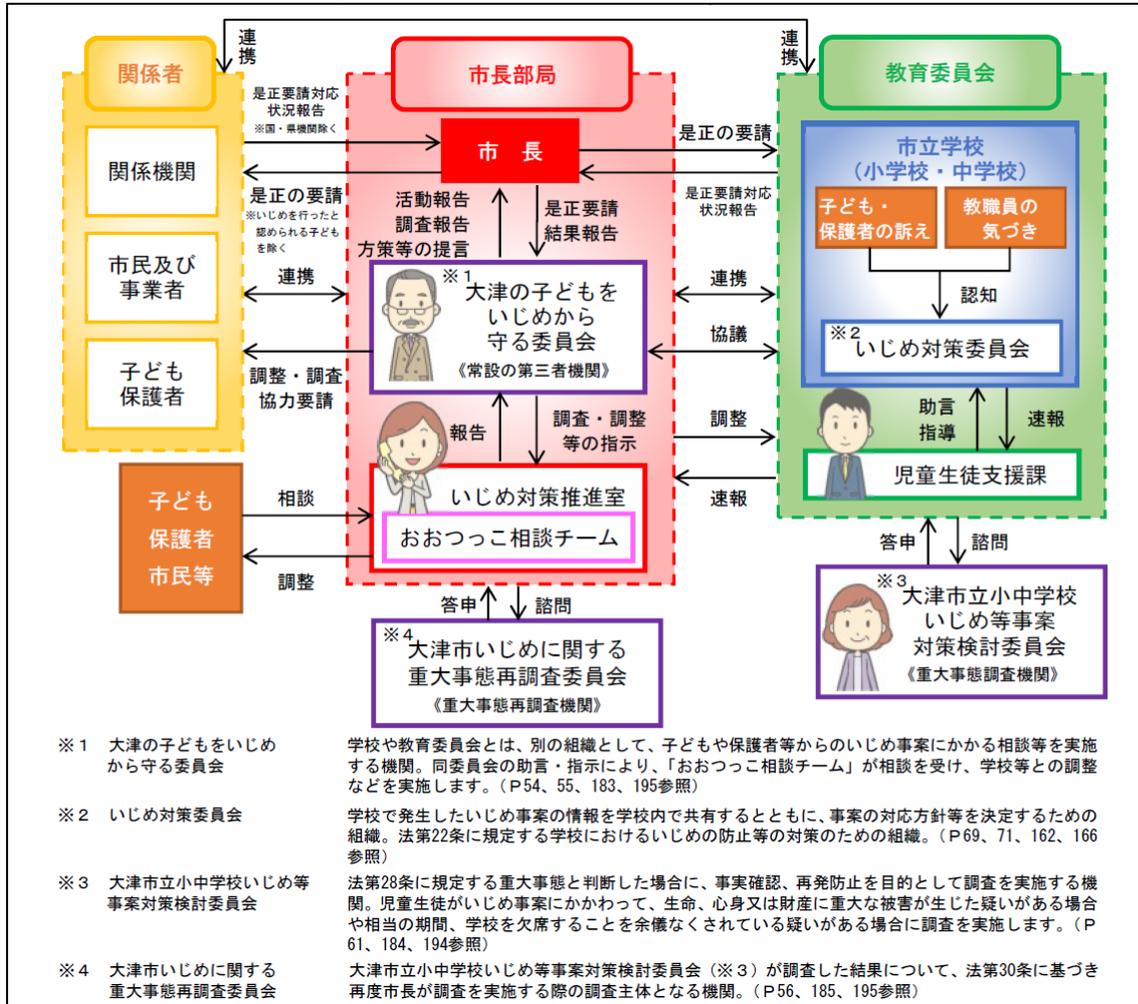
3. 地域社会全体で取り組んでいくこと

子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、各取組主体がそれぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に取り組むだけでなく、相互に連携し、地域社会全体でいじめの防止に取り組めます。

（出典：「大津市いじめの防止に関する行動計画（地方いじめ防止基本方針）」より抜粋）

ちなみに、市立小中学校全てにおいて、いじめ防止対策推進法第13条に基づいて、学校毎のいじめ防止基本方針を策定している。

ii) いじめ問題対応の流れ



(出典：「大津市いじめの防止に関する行動計画（地方いじめ防止基本方針）」より抜粋)

市のいじめ事案への対応の流れは上記のとおりであるが、主な組織の役割・対応等は次のとおりである。

「いじめ対策推進室」は、市長部局に属していじめに関する情報の一元化を図るとともに、いじめの防止や対策について、部署間の調整や各種啓発活動等総合的に取り組んでいる。同室には、専門スタッフとして、いじめに関する相談や調整等を担当する弁護士や臨床心理士等の相談調査専門員が配置されている。なお、相談調査専門員は、「おおつっこ相談チーム」と呼ばれている。

「児童生徒支援課」は、教育委員会に属しており、いじめ問題をはじめとする生徒指導上の課題への対応強化や教育相談センターとの連携等を行っている。

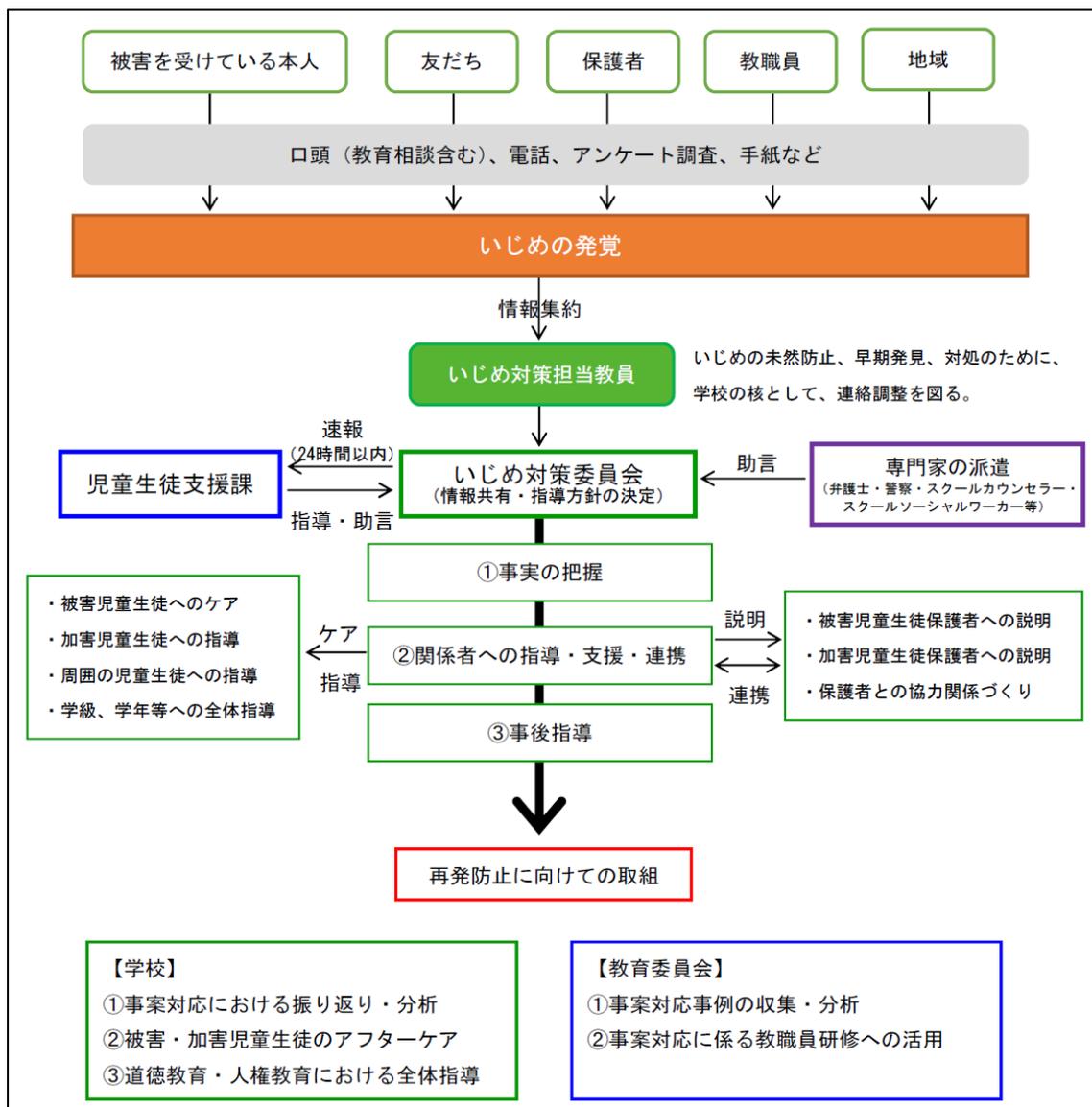
この点、いじめ対策推進室に相談があった事案のうち、学校への働きかけが必要と判断し、相談者の承諾が得られたものについては、児童生徒支援課に報告し、また、学校から児童生徒支援課に報告のあったいじめの疑い事案は全ていじめ対策推進室に報告されることとなっている。

このように、いじめ対策推進室と児童生徒支援課は、適宜、情報の共有を行い、連携していじめ問題に取り組んでいる。

「大津の子どもをいじめから守る委員会」は、常設の第三者機関として、学校や教育委員会とは別の組織として、いじめ対策推進室内にある「おおつつこ相談チーム」が受けた相談に対し、その事実の確認及び解決を図るために必要な調査や審査のほか、学校等との調整を図ることとされている。同委員会は、相談調査専門員が対応しているいじめ事案にかかるケース検討を行い、相談調査専門員への助言を行うとともに、必要に応じて教育委員会との協議も行うほか、子どもを総合的に支援できる新たな枠組みの必要性についても議論を行っている。

「大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会」は、いじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態と判断した場合に、事実確認、再発防止を目的として調査を実施し、その結果を答申する機関であり、児童生徒がいじめ事案にかかわって、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合に調査を実施するとされている。

「大津市いじめに関する重大事態再調査委員会」は、前述の大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会が調査した結果について、いじめ防止対策推進法第30条に基づき再度市長が調査を実施する際の調査主体となる機関である。



(出典：「大津市いじめの防止に関する行動計画（地方いじめ防止基本方針）」より抜粋)

それ以外に、各学校では、「いじめ対策委員会」を設置し、また、「いじめ対策担当教員」を配置している。

「いじめ対策委員会」は、学校毎に設置され、学校で発生したいじめ事案の情報を学校内で共有するとともに、事案の対応方針等を決定するための組織である。

「いじめ対策担当教員」は、いじめ対策を主として行う教員であり、学校毎に1名もしくは2名選任されている。なお、いじめ対策担当教員に対しては、いじめ対策にできるだけ注力できるように授業の負担を減らすようにしている。

(3) 新型コロナウイルス感染症禍における対応

①教育委員会の対応

市及び教育委員会は、感染拡大防止及び学習保障を行うために以下の補正予算を編成している。

令和2年度9月補正予算（2次）までで編成された主なものは以下のとおりである。

一般会計

(単位：千円)

款項目 (目的別)	事業費	主な事業概要
教育費 教育総務費 教育指導費	197,207	<p>【臨時休校措置に伴う児童生徒の学習保障に必要な経費の補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 学習プリント作成代及び郵送希望家庭への郵送代 ➢ オンラインで学習する教材の導入〔R2.6月～運用〕使用料 <p>【子どもたちの学習保障に必要な経費の補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ インターネット環境(Wi-Fi)が未整備の家庭に対するオンライン学習機会の提供〔家庭の通信環境整備補助：1世帯あたり上限1万円〕補助金 ➢ オンライン学習のためのPC端末機器を必要な家庭に貸与するため、学校に現有するPC端末の設定変更業務委託料 ➢ 学校再開に伴う子どもの学習サポート等に対応する学習支援ボランティアへの活動謝礼 <p>【市立小中学校の感染症対策の推進に要する経費の補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保護者等との連絡体制の強化や「3密」対策を施した学校教育活動の実施に向けた対策経費 <p>【教育現場における感染症対策に要する経費の補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 新型コロナウイルス感染症の影響による小中学校の修学旅行の中止・延期等の措置に必要なキャンセル料等の支払いに対する保護者負担の軽減を図るための補助 <p>【スクールサポートスタッフの体制強化に向けた経費の補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 教員が指導、教材研究等に注力するために、学習プリント印刷や掲示物作成等の業務補助に加え、新型コロナウイルス感染症対策に係る児童生徒教員等の健康管理等の業務を支援小中学校に追加配置(補正前)6人→(補正後)60人
教育費 小学校費 学校管理費	31,364	<p>【小学校の感染症対策の推進に要する経費の補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 児童用トイレの清掃消毒業務(隔日清掃の実施)委託料 ➢ 夏季授業実施に対応する空調機器工事費工事請負費
教育費 中学校費 学校管理費	26,285	<p>【中学校の感染症対策の推進に要する経費の補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生徒用トイレの清掃消毒業務(隔日清掃の実施)委託料 ➢ 夏季授業実施に対応する空調機器工事費工事請負費

(出典：「大津市ホームページ」より包括外部監査人が作成)

②臨時休校

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、政府の要請を受け、以下のとおり小中学校・幼稚園の臨時休校・休園を実施している。

年月日	内容
令和2年2月28日	小中学校・幼稚園の3月3日～24日の臨時休校・休園を決定
令和2年3月16日	最小限の人数で中学校卒業式を開催
令和2年3月18日	最小限の人数で幼稚園卒園式を開催
令和2年3月19日	最小限の人数で小学校卒業式を開催
令和2年3月25日	中学校の部活動を再開（4月8日からは中止）
令和2年4月7日	小中学校・幼稚園の4月13日～5月6日の臨時休校・休園を決定
令和2年4月8日～10日	小中学校登校・幼稚園登園（入学・入園式・始業式も実施）
令和2年4月22日	小中学校・幼稚園の5月7日～31日の臨時休校・休園を決定
令和2年6月1日	小中学校分散登校・幼稚園分散登園
令和2年6月8日	小中学校通常登校
令和2年6月8日・9日	幼稚園通常登園
令和2年6月22日	小中学校給食再開

（出典：「新型コロナウイルス感染症 大津市のこれまでの対応と今後の対策について（中間報告）」より包括外部監査人が作成）

また、臨時休校期間においても、社会的要請による勤務等でやむを得ず保育ができない等一定の条件を満たす小学1、2年生の児童等については、各学校で預り保育を実施した。

③休校時の学習フォロー

休校時の学習方法は登校日等において、各学校において、教員が作成したカリキュラムに沿って課題をこなすように指導していることに加え、市では以下のオプションを設け、家庭学習をフォローしている。

オプション名	内容
オンライン動画等の紹介	「NHK for school」、「各教科書出版社の自宅学習用コンテンツ」、「教育委員会作成の学習指導動画」、「体育教員による家庭内運動動画」等を紹介。
オンライン型教材 (eライブラリーアドバンス)の利用	小学校5教科、中学校9教科に対応しており、各出版社の教科書に対応した進捗で学習することが可能。

タブレット端末の貸出	家庭にオンライン学習を行うための端末がない中学3年生を対象にタブレット端末を貸出。
家庭の通信環境整備に対する補助	インターネット環境が未整備の家庭に対して、通信環境を整備した場合に1世帯あたり上限1万円を補助。

なお、全国的な対応状況は以下のとおりである。

	【設置者数】							(参考) 前回値
	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	設置者単位	
教科書や紙の教材の活用	1,715 100%	1,742 100%	87 100%	153 99%	20 100%	105 95%	1,794 100%	1,213 100%
テレビ放送の活用	608 35%	586 34%	41 47%	48 31%	10 50%	39 35%	688 38%	288 24%
教育委員会等が作成した学習動画の活用	385 22%	407 23%	34 39%	46 30%	10 50%	47 43%	467 26%	118 10%
上記以外のデジタル教材	591 34%	627 36%	46 53%	79 51%	15 75%	47 43%	721 40%	353 29%
同時双方向型オンライン指導	138 8%	173 10%	15 17%	72 47%	14 70%	44 40%	270 15%	60 5%
家庭でも安全にできる運動	1,076 63%	1,047 60%	58 67%	84 55%	15 75%	78 71%	1,180 66%	- -
その他	30 2%	22 1%	2 2%	2 1%	0 0%	11 10%	49 3%	145 12%

(出典：「文部科学省ホームページ」より)

全国の実施項目と比較した結果、上記のとおり、市はほとんどの項目で実施済みであった。

未実施のものは「同時双方向型オンライン指導」のみであり、市では家庭学習のフォローとして多くのオプションを用意していることが分かる。

今後、市は、休校時の対応として様々な家庭学習フォローを実施していたが、全国的に実施している自治体がある項目の中で、市が唯一未実施であった「同時双方向型オンライン指導」の試験導入を進めている。

具体的にはZoomを用いたオンライン指導を検討しており、再度休校要請があった場合であってもより手厚い家庭学習フォローが実施できるように対応を進めている。

④衛生面の対応

臨時休校以降、小中学校のトイレ清掃は各学校の教員及び地域のボランティアの方により実施されてきたが、休校解除後においても、感染予防の観点から従来と同様に生徒にトイレ清掃を行わせるのは適切ではなく、教員に引き続き実施させることもリソースの関係で困難であった。そのため、市は令和2年7月補正予算で「大津市立小学校及び中学校の児童生徒用トイレの清掃消毒業務」を委託することとした。

なお、落札結果は以下のとおりである。

件名	大津市立小学校及び中学校の児童生徒用トイレの清掃消毒業務
場所	大津市立小学校 37 校及び大津市立中学校 18 校
概要	大津市立小中学校 55 校における児童生徒用トイレの清掃消毒業務
期間（予定）	契約締結の日から令和3年3月31日
契約方法	一般競争入札
落札額	41,811,000 円 内消費税額等 3,801,000 円
予定価格	39,680,710 円（税抜き）

（出典：「大津市ホームページ」より包括外部監査人が作成）

⑤給食対応

当初、臨時休校後の学校給食の再開は2学期からを予定していたが、保護者の負担が大きいことから、予定を前倒しし、令和2年6月22日から学校給食を再開した。

しかし、予定より前倒しで再開を行った関係で通常期と同様のメニューの提供はできず、6月22日～30日の間は、副食はレトルト食品で賄うこととなった。

また、臨時休校の学習の遅れを取り戻すため、例年では学校給食を提供しない7月17日～22日の間についても提供を行った。この期間においては、通常期と同様のメニューではなく、猛暑期に配慮した献立の提供を行った。

さらに、本年度は2学期が前倒しで開始し、通常期では学校給食のない8月25日～9月2日の間についても提供を行ったが、こちらは通常期と同様のメニューの提供を行った。

⑥運動会、修学旅行への対応

新型コロナウイルス感染症禍において感染対策を十分に行う必要がある中、各学校において感染リスクを低くする工夫を行ったうえで実施した。

各学校において実施した主な感染対策は、以下のとおりである。

項目	主な対策
運動会	学校全体での開催とせず、学年ごとに開催日時を分け、保護者の来校の分散を行った。
修学旅行	例年の旅行先は近畿圏外であるものの、新型コロナウイルス感染症禍におけるリスクを考慮し、小中学校ともに旅行先を近畿圏内とし、宿泊日数も例年の2泊3日から0～1泊とした。

(4) 特別支援教育

①概要

平成19年4月から学校教育法に「特別支援教育」が位置付けられ、全ての学校において、障害のある児童生徒の支援をさらに充実していくこととなっている。特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

平成25年9月に学校教育法施行令が一部改正され、就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとなった。

就学先の決定においては、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について、合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することとなっている。

②特別支援学校の対象となる児童生徒の就学の基準

特別支援学校就学の基準は、学校教育法施行令第22条の3で規定されている。

学校教育法施行令第22条の三に規定する就学基準

区分	程度
盲者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聾者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

市では、同条を参考に滋賀県教育委員会が作成した、「障害の種類および程度の区分表（特別支援学校および特別支援学級）」に基づき、特別支援教育の対象となる児童生徒の障害の種類および程度の区分を定めている。

障害の種類および程度の区分表（特別支援学校および特別支援学級）

*印が特別支援学級、*印なしが特別支援学校で教育をすることが可能な障害の程度

A = 知的障害	<p>1 = 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの</p> <p>2 = 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p> <p>* 3 = 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの</p>
-----------------	--

B = 肢体不自由	<p>4 = 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</p> <p>5 = 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</p> <p>* 6 = 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも</p>
C = 病弱・ 身体虚弱	<p>7 = 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの</p> <p>8 = 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</p> <p>* 9 = 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの</p> <p>* 10 = 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの</p>
D = 視覚障害	<p>11 = 両目の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの</p> <p>* 12 = 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの</p>
E = 聴覚障害	<p>13 = 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの</p> <p>* 14 = 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの</p>
F = 自閉症・ 情緒障害	<p>* 15 = 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも</p> <p>* 16 = 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも</p>
G = 言語障害	<p>* 17 = 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者でその程度が著しいもの</p> <p>* 18 = 吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者でその程度が著しいもの</p> <p>* 19 = 話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者でその程度が著しいもの</p> <p>* 20 = その他 * 17、* 18、* 19 に準じる者でその程度が著しいもの</p>

	※ *17～*20 の障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。
--	--

(出典：「滋賀県教育委員会 小・中学校および義務教育学校特別支援学級・通級指導教室教育課程編成ガイドブック」より抜粋)

③就学相談の流れ

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の就学先決定の流れは以下のとおりである。

児童保護者からの就学相談の申込みを受けて、大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）において審議を行う。この際に、例えば知的障害であれば知的発達遅滞の状態や社会生活への適応はどうか、肢体不自由であれば補装具によっても移動が困難であるか、等の程度の確認や専門家と在籍校園を交えての聞き取り等を行う。さらに上記に記載した障害の種類および程度の区分を基にした教育支援委員会での審議を経て、出された就学相談結果は学校園を通じて保護者に伝達、保護者の合意を得て就学先が決定され、次年度から特別支援学校就学や特別支援学級入級となる。

【就学相談の流れ】

時期	保護者及び児童	市教育委員会・学校園・教育関係者
2年前の秋ごろから	校園での教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回発達相談（検査） ・就学予定校との教育相談と支援学級の見学、体験 ・特別支援学校の教育相談と見学、体験
進級		
1年前の6月中旬	就学相談の申込み	
1年前の夏休みから初秋	夏休み期間中の就学相談会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の意見聞き取り ・校園関係者の意見聞き取り ・児童の状況の把握 ・専門家による情報提供 ・大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会による審議
1年前の10月～12月	保護者の合意	<ul style="list-style-type: none"> ・就学予定校による保護者、在籍校園との再相談など相談の継続、見学、体験 ・就学相談結果の在籍校園及び就学予定校への通知
入学年の3月		<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校あて「入級措置通知」
卒業・卒園		
入学年の4月	入学	

(出典：「大津市の就学相談」より包括外部監査人が作成)

④特別支援教育にかかる市の主要な事務事業と予算

市の特別支援教育にかかる主要な事務事業は以下のとおりである。

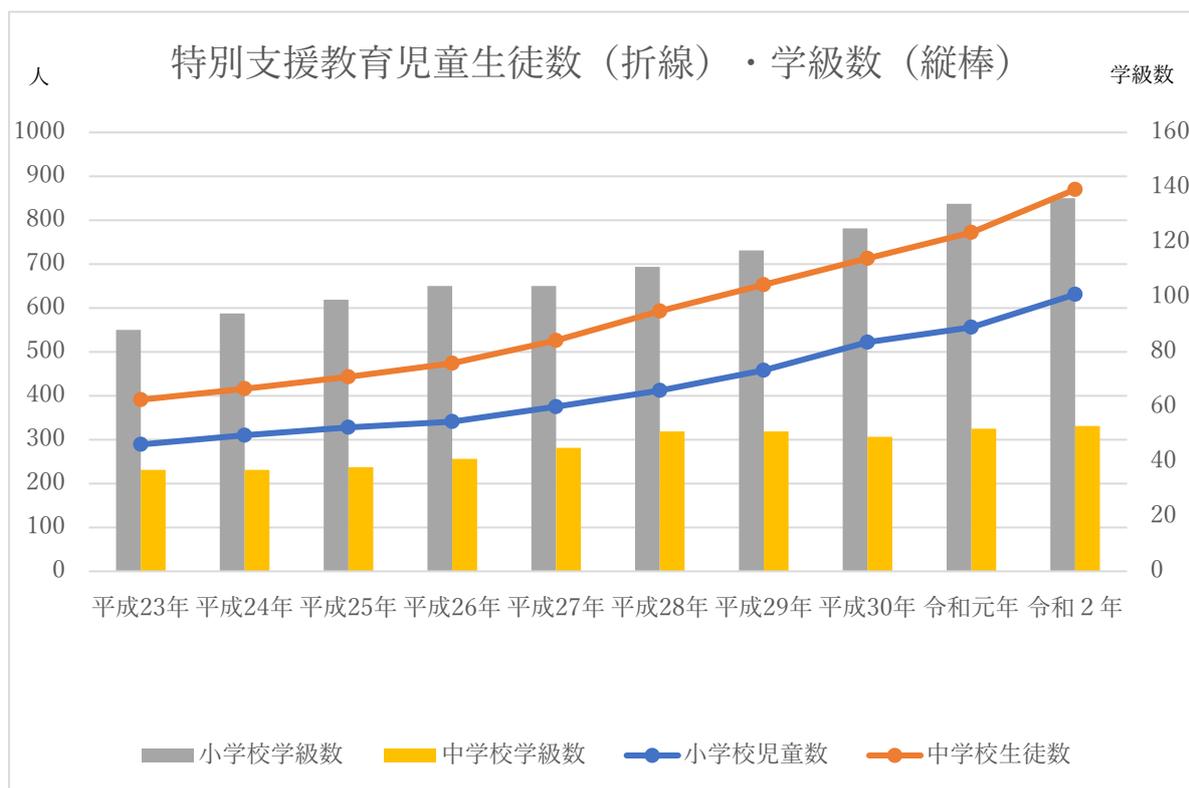
(単位：千円)

事務事業名	令和2年度 当初予算額	主な事業の内容
特別支援充実費	39,181	
・特別支援教育充実事業	1,808	特別支援教育専門家による研修事業、医療的ケア支援員の派遣旅費、タクシー代等による肢体不自由児等の移動補助、通級指導研修旅費
・特別支援教育相談事業	1,568	教育支援委員会委員の報酬費、OB教職員等による巡回相談事業、ことばの教室運営経費、就学相談会実施経費
・会計年度任用職員雇用経費	35,805	特別支援教育指導員3名、ことばの教室指導員5名、公認心理師2名、医療的ケア支援員5名、室長、室次長の人件費

⑤市における特別支援教育の児童生徒数と学級数の過去10年の推移

市の小学校及び中学校の、過去10年間の特別支援教育の児童生徒数と学級数の推移をグラフにしたものは以下のとおりである。

平成23年（2011年）の時点で、特別支援学級に在籍している児童生徒数は小学校289人、中学校102人であったところ、令和2年（2020年）では小学校631人、中学校239人となっており、特別支援教育を必要とする児童生徒数が近年急速に増加している様子が読み取れる。



（出典：「教育要覧」より包括外部監査人が作成。毎年5月1日時点の児童生徒・学級数）

⑥アンケート結果

学校アンケートを行った中で、学校全体の一番の課題として、特別支援教育を掲げた学校が存在した。

特別支援教育を課題として掲げた学校の記載としては、特別支援教育を必要とする児童生徒が増加傾向にあってそれを教育する担任の人的な限界や教育の難しさ、知識の定着のための根気強い繰り返しの学習の必要性、そして保護者への啓発の大切さ等であった。

（5）SDGs への取組

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続的な開発目標）」のことを言い、平成27年（2015年）9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されたものであり、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標のことである。そ

ここでは、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）、169のターゲット、232の指標が掲げられている。

政府においても、平成28年（2016年）5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、同年12月に実施指針と8つの優先的課題を決定・発表し、政府が地方公共団体を含むあらゆるステークホルダーと協力してSDGsの推進に取り組むことを示している。

市では、平成29年（2017年）4月にSDGsへの取組を表明し、同年7月に「大津市SDGs推進会議」を設置してSDGsに取り組んでいる。

また、市は、令和2年（2020年）4月に「第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して、各施策とSDGsの目標との関係性を整理し、関連付けて取組を推進している。

「第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中では、「基本目標1：子育て世代が満足するまちづくり」として「施策2 子どもを大切にする更なる子育て施策の推進」や「施策3 “働き方を変える”ワーク・ライフ・バランスの推進」といった施策が掲げられている。

施策2 子どもを大切にする更なる子育て施策の推進

No	施策	SDGs
1	大津市の優れた子育て環境を、市内外の子育て家族や女性をはじめ、全ての方々に広くPRし、子育て支援の充実した大津市の魅力の発信を図る。	
2	子どもを生み育てていくことのできる子ども・子育て支援事業を充実する。	
3	若い世代の仕事を支え、経済的安定を図るとともに、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境づくりを推進する。	
4	多様化した子育てニーズに対応するため、子育て世代への包括支援として、結婚・妊娠・出産・子育てへの相談やケア体制の充実、保育の質の向上や保育士確保、預かり保育、病児保育等の充実、チャットボット等を活用した問い合わせへの対応、さらには健診・医療等への取組を進める。	
5	未来を担う全ての子どもたちが「生きる力」を身に付け、グローバル社会に向き合う学びや、ICTを効果的に活用した次世代型教育、プログラミング教育など情報活用能力の育成も重視した学校教育を充実するほか、教員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、コミュニティ・スクールのメンバー等、教育活動に携わるスタッフを充実することにより、様々な教育課題に社会全体で対応するとともに、確かな学力、人とまちを思いやる豊かな心、健やかな体を育成する。	

6	障害の有無にかかわらず、すべての子どもが健やかに成長していけるよう、インクルーシブな教育・保育 ^{※15} 、身近なところでの相談や療育などが受けられる支援を行う。	
7	子どもたちにとって最適な教育・保育環境の充実や保育の質の向上に向けた取組を進める。	
8	いじめ等から子どもを守るため、「相談しやすい環境づくり」、「子どもの主体性を育む」等の取組を進める。	
9	小学校入学後も安心して就業が継続できるよう、児童クラブの充実のための取組を進める。	

(出典：「第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」より抜粋)

施策3 “働き方を変える”ワーク・ライフ・バランスの推進

No	施策	SDGs
1	働き方改革として仕事と生活の調和を図り、ワーク・ライフ・バランスを充実することで、家庭ぐるみでの子育てを進め、就業の継続など、誰もが働きやすい環境整備を推進していく。	
2	働き方、労働評価のあり方を見直し、長時間勤務の廃止や、時間や場所に捉われない働き方の検討、男性の育児休業・休暇の取得を促進するとともに仕事と家庭の両立支援をめざした取組を深めていく。	

(出典：「第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」より抜粋)

施策2のNo. 5は、まさしく児童生徒の学ぶ力を高めるものである。

また、施策3のNo. 1及び同2を市の教職員に対して取り組むことにより、教員の指導する力を充実させることにもつながる。

以上のとおり、SDGsの目標に向けて取り組むことが、教育の質を高めることにつながるものであるといえる。

第3. 監査の結果及び意見

教育委員会に対して、全体の概要を把握するためのヒアリングを行い、その後、所管課への個別ヒアリングを中心に監査を実施した。

また、教育委員会の概要ヒアリングのみでは、教育現場が抱える課題が明らかにならないと判断し、市内の全ての小学校及び中学校を対象としたアンケートを実施して、教育現場が抱える課題についての生の声を把握することとした。

アンケートの結果、浮き彫りになった事項として、児童生徒の学ぶ力と、教員の指導する力という、大きな2つの課題があると教育現場は認識していることが判明した。これには、新学習指導要領に基づく新たなアクティブ・ラーニングの必要性と、昨今推し進められている教職員の働き方改革の影響も無視できないものと考えられた。以上から、児童生徒の学ぶ力として、特に新学習指導要領に関連するICT教育及び国際理解教育・外国語教育と学力の向上の視点で重点的な監査を行うとともに、児童生徒を指導する教員の指導する力と働き方改革についても監査の重点を置いた。

さらに、児童生徒の学びの場である学校施設や、学びの支援となる学校給食施設についても、課題があると考えられたことから、学校規模を勘案し、また全校アンケートの結果等を踏まえて小学校3校・中学校3校を選定し、学校現地調査を行うとともに、学校給食施設（東部学校給食共同調理場）に対する現地調査も行い、学校統廃合に関するヒアリングも関係課に対して行った。

学校現地調査の結果、特に、物品管理及び学校徴収金について課題があることが判明したことから、これらの取扱いについても重点的な監査を行っている。

以上から、本報告書では、結果及び意見を、以下の構成で取りまとめている。

1. 児童生徒の学ぶ力
2. 教員の指導する力と働き方改革
3. 学校施設と統廃合
4. 学びの支援
5. 学校現地調査の結果
6. 物品管理
7. 学校徴収金

1. 児童生徒の学ぶ力

(1) 学力の向上

①概要

(ア) 全国学力・学習状況調査の結果の分析

全国学力・学習状況調査は教科に関する調査と生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査の大きく2つの項目に分けて行われている。

		調査内容
教科に関する調査		国語、算数（数学）他の知識や理解度をテスト形式による問題で調査
質問紙調査	児童質問紙	児童の勉強に対する興味関心や、生活習慣の状況等を選択式アンケート形式で調査
	学校質問紙	学校の規模、教員数、学校での授業、研修等の取組状況を選択式アンケート形式で調査

教科に関する調査は身に付けておくべき知識・技能についていわゆるテスト問題形式で採点を行い、評価するものであり、質問紙調査については学習意欲、学習方法等生活の諸側面等に関する調査をアンケート形式（質問項目について、4択程度（できた、比較的できた、あまりできなかった、できなかった等）で実施）で結果を集計している。平成31年度（令和元年度）では児童生徒向けの質問紙調査の質問項目は小学校で58項目、中学校では69項目用意されており、これらの項目は毎年増減、変動するため、市では恒常的に登場する質問項目の中から学習状況・生活習慣、国語、算数に対する興味・関心を特に示す質問項目を特定し、それらに対する肯定的な回答の割合を集計し、それを全国の数値と比較することで質問紙調査の結果を活用している。この調査に関する市の分析については「第2. 監査対象の概要 3. 児童生徒の学ぶ力 (1) 児童生徒の学力の状況 ②全国学力・学習状況調査について」のとおりである。

(イ) 第2期大津市教育振興基本計画の進捗状況の評価

市は毎年、平成27年7月に策定した第2期大津市教育振興基本計画の進捗状況についてPDCAサイクルの考え方にに基づき評価を行っている。令和元年度は当計画の最終年度であり、重点戦略の1つである「将来の夢を広げる学力アップ戦略」についても総括的評価が行われている。評価結果の抜粋は以下のとおりである。

成果目標の1つ目である全国学力・学習状況調査の教科に関する調査について、各教科の点数が全国平均点を上回っているかどうか、については小学校では算数が、中学校では数学が全国平均点を上回っており、達成率50%となった。

成果目標2つ目、3つ目については質問紙調査であり、平成26年度の市の結果と比較して、肯定的な回答の割合が5ポイント上回った数値を目標値と設定している。結果は国語については小学校、中学校とも目標値を上回り、算数（数学）については、中学校で目標値を上回ったが、小学校ではわずかに未達、という結果となった。

第2期大津市教育振興基本計画の実行を通じて、一定の成果が得られていることがうかがえる。

成果目標	平成26年度基準値	平成27年度目標値	平成28年度目標値	平成29年度目標値	平成30年度目標値	令和元年度目標値	目標達成度
		平成27年度実績値	平成28年度実績値	平成29年度実績値	平成30年度実績値	令和元年度実績値	
① 全国学力・学習状況調査における教科に関する調査において全国平均を上回った各教科区分数（毎年全教科区分）	小学校 2/4	設定なし (既実施のため)	小 4/4 中 4/4	小 4/4 中 4/4	小 4/4 中 4/4	小 4/4 中 4/4	50%
	中学校 4/4	小 1/4 中 4/4	小 3/4 中 2/4	小 0/4 中 2/4	小 0/4 中 2/4	小 1/2 中 1/2	
② 全国学力・状況調査における児童生徒質問紙において国語の学習への関心・意欲・態度に関わる質問項目に肯定的な回答（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）をした児童生徒の割合	小学校 70.5%	年度目標設定なし				小学校 75.5%	100%
	中学校 61.2%	小学校 72.0%	小学校 73.9%	小学校 72.9%	平成30年度 質問項目 無し	小学校 78.6%	
③ 全国学力・状況調査における児童生徒質問紙において算数・数学の学習への関心・意欲・態度に関わる質問項目に肯定的な回答（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）をした児童生徒の割合	小学校 76.5%	年度目標設定なし				小学校 81.5%	小：97% 中：100%
	中学校 66.6%	小学校 76.2%	小学校 77.3%	小学校 76.7%	小学校 77.6%	小学校 79.3%	
		中学校 69.2%	中学校 68.8%	中学校 68.9%	中学校 68.5%	中学校 72.2%	

（出典：「第2期大津市教育振興基本計画進捗状況に係る評価及び教育委員会の点検・評価に関する報告書」より抜粋）

(ウ) 包括外部監査人による調査結果の分析

教科に関する調査については国立教育政策研究所のホームページにて過去の結果の情報が公開されており、当該情報と市の公表している情報をもとに包括外部監査人が独自で数値を集計し、リスト化した結果、以下のとおりであった。

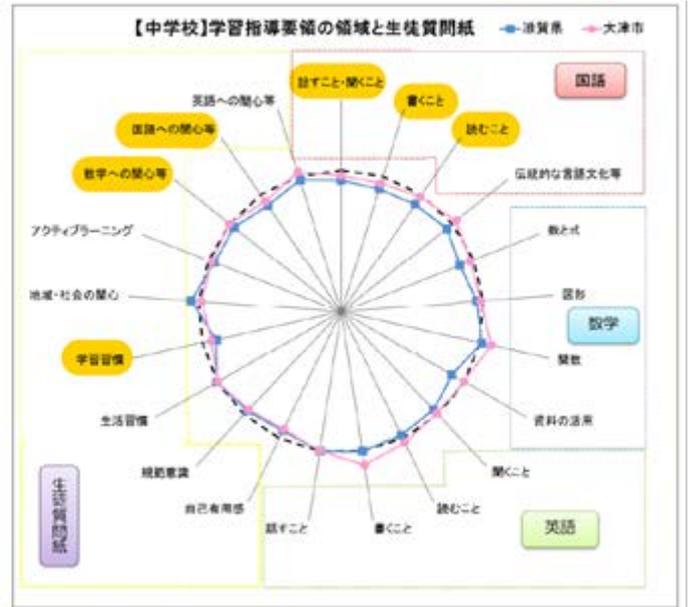
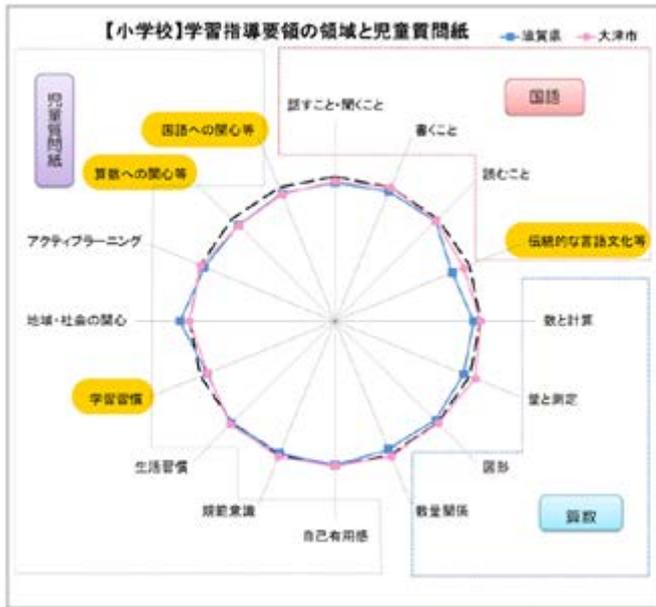
表は左から、小学校の国語、算数、中学校の国語、数学、英語の順に全国都道府県の点数を上位から順に並べたものである。令和元年度の市の得点結果は小学校の国語で33位相当、算数で12位相当、中学校の国語で32位相当、数学で15位相当、英語で4位相当という結果となっている。

小学校の算数、中学校の数学、英語については全国でも上位の成績であるが、国語については小学校、中学校とも全国平均点を下回る結果となっていることが確認できた。

平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査 教科に関する調査 平均点の全国一覧														
小学校					中学校									
順位	都道府県	国語	順位	都道府県	国語	順位	都道府県	国語	順位	都道府県	英語			
全国平均		63.8	全国平均		66.6	全国平均		72.8	全国平均		59.8	全国平均		56
1	秋田県	74	1	石川県	72	1	秋田県	78	1	福井県	66	1	東京都	59
2	石川県	72	2	秋田県	70	2	石川県	77	2	秋田県	65	1	神奈川県	59
2	福井県	72	2	東京都	70	2	福井県	77	2	富山県	65	1	福井県	59
4	青森県	70	4	富山県	69	4	富山県	76	2	石川県	65	4	石川県	58
5	新潟県	68	4	福井県	69	5	茨城県	75	5	東京都	62	4	静岡県	58
5	富山県	68	6	京都府	68	5	山梨県	75	5	静岡県	62	4	兵庫県	58
5	山口県	68	6	広島県	68	5	岐阜県	75	5	愛知県	62	7	秋田県	57
5	沖縄県	68	6	香川県	68	5	静岡県	75	5	兵庫県	62	7	群馬県	57
9	岩手県	67	6	愛媛県	68	9	岩手県	74	5	愛媛県	62	7	富山県	57
9	愛媛県	67	6	高知県	68	9	宮城県	74	10	青森県	61	7	岐阜県	57
9	大分県	67	6	沖縄県	68	9	東京都	74	10	岐阜県	61	7	徳島県	57
12	山形県	66	12	青森県	67	9	新潟県	74	10	京都府	61	7	徳島県	57
12	茨城県	66	12	神奈川県	67	9	広島県	74	10	山口県	61	13	茨城県	56
12	京都府	66	12	三重県	67	9	山口県	74	10	大分県	61	13	埼玉県	56
12	広島県	66	12	兵庫県	67	9	愛媛県	74	9	茨城県	60	13	千葉県	56
12	鹿児島県	66	12	山口県	67	9	大分県	74	15	群馬県	60	13	三重県	56
17	群馬県	65	12	福岡県	67	17	青森県	73	15	新潟県	60	13	京都府	56
17	東京都	65	12	大分県	67	17	青森県	73	15	山梨県	60	13	大阪府	56
17	静岡県	65	19	岩手県	66	17	栃木県	73	15	長野県	60	13	奈良県	56
17	香川県	65	19	茨城県	66	17	群馬県	73	15	三重県	60	13	広島県	56
17	福岡県	65	19	埼玉県	66	17	埼玉県	73	15	鳥取県	60	21	青森県	55
17	熊本県	65	19	千葉県	66	17	神奈川県	73	15	岡山県	60	21	栃木県	55
23	福島県	64	19	新潟県	66	17	長野県	73	15	広島県	60	21	新潟県	55
23	栃木県	64	19	山梨県	66	17	愛知県	73	15	香川県	60	21	山梨県	55
23	埼玉県	64	19	長野県	66	17	京都府	73	15	長野県	60	21	滋賀県	55
23	長野県	64	19	静岡県	66	17	兵庫県	73	26	栃木県	59	21	和歌山県	55
23	三重県	64	19	大阪府	66	17	鳥取県	73	26	埼玉県	59	21	山口県	55
23	和歌山県	64	19	奈良県	66	17	鳥取県	73	26	神奈川県	59	21	香川県	55
23	岡山県	64	19	和歌山県	66	17	岡山県	73	26	奈良県	59	21	愛媛県	55
23	高知県	64	19	鳥取県	66	17	香川県	73	26	和歌山県	59	21	大分県	55
23	佐賀県	64	19	佐賀県	66	17	長崎県	73	26	徳島県	59	21	宮崎県	55
23	宮崎県	64	19	熊本県	66	17	長崎県	73	26	福岡県	59	22	北海道	54
33	北海道	63	33	宮城県	65	32	福島県	72	26	福岡県	59	32	長野県	54
33	千葉県	63	33	山形県	65	32	千葉県	72	26	宮崎県	59	32	鳥取県	54
33	岐阜県	63	33	福島県	65	32	三重県	72	34	北海道	58	32	鳥取県	54
33	鳥取県	63	33	栃木県	65	32	三重県	72	34	宮城県	58	32	岡山県	54
33	徳島県	63	33	群馬県	65	32	奈良県	72	34	山形県	58	32	福岡県	54
38	宮城県	62	33	岐阜県	65	32	福岡県	72	34	千葉県	58	32	長野県	54
38	山梨県	62	33	岐阜県	65	32	熊本県	72	34	大阪府	58	38	宮城県	53
38	兵庫県	62	33	岐阜県	65	39	高知県	71	34	高知県	58	38	山形県	53
38	鳥取県	62	33	愛知県	65	39	佐賀県	71	34	奈良県	58	38	福岡県	53
42	神奈川県	61	33	鳥取県	65	39	宮崎県	71	41	福島県	57	38	鳥取県	53
42	滋賀県	61	33	岡山県	65	42	滋賀県	70	41	滋賀県	57	38	熊本県	53
42	長崎県	61	33	徳島県	65	42	大阪府	70	41	鳥取県	57	38	鹿児島県	53
45	大阪府	60	33	長崎県	65	42	和歌山県	70	41	佐賀県	57	44	岩手県	52
45	奈良県	60	33	鹿児島県	65	42	徳島県	70	41	高知県	57	44	高知県	52
45	京都府	60	46	北海道	64	42	鹿児島県	70	46	岩手県	56	46	佐賀県	51
47	愛知県	59	46	宮崎県	64	47	沖縄県	68	47	沖縄県	53	47	沖縄県	50

(出典：国立教育政策研究所の公表データを基に包括外部監査人が作成)

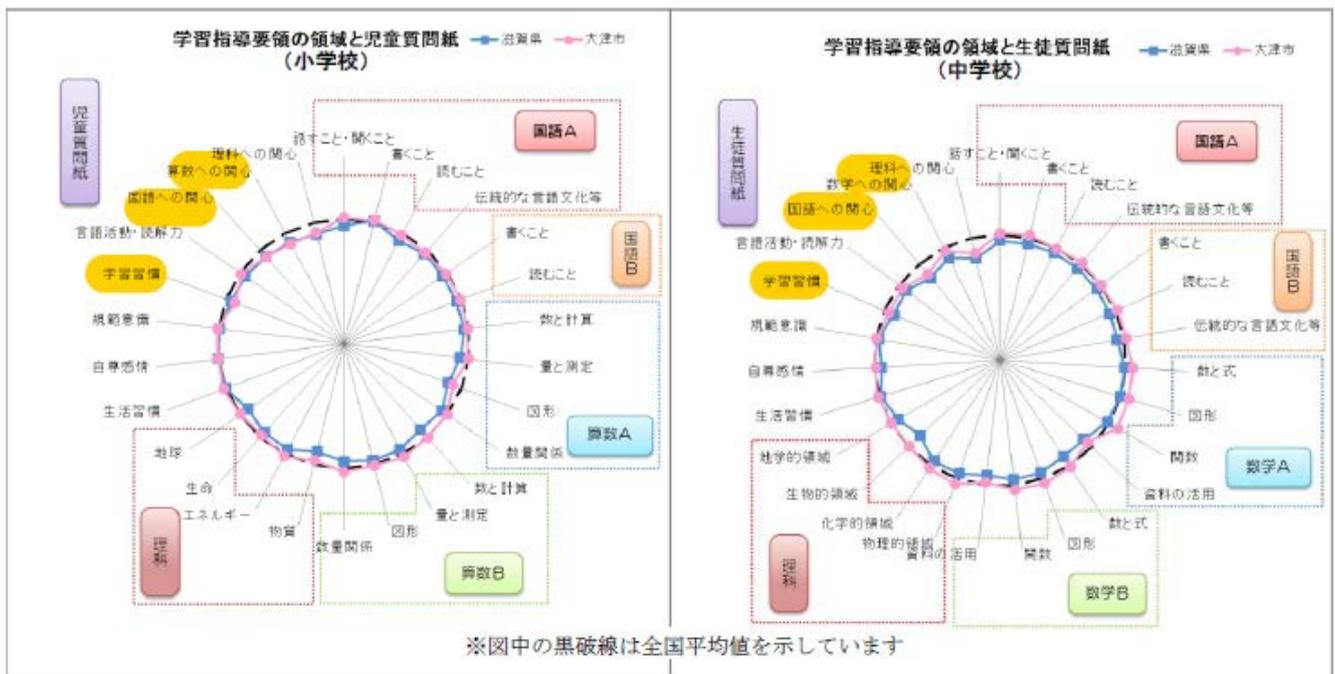
下図は市の質問紙調査の分析結果の抜粋であるが、市が分析しているとおり、小学校では国語への関心や生活習慣に対する肯定的な回答の割合が全国平均と比較して下回っていることから、興味・関心の程度が国語の平均点を伸び悩ませている要因の1つであることがうかがえる。中学校についても学習習慣、国語への関心については全国平均を下回っており、同様の傾向があることがうかがえる。(注：次表の○で囲んでいる「国語への関心」、「学習習慣」等が該当の箇所である。)



※上の2つの図中の黒破線は全国平均値を示しています

(出典：「教育委員会提供資料」の令和元年度版より抜粋)

市のホームページでは平成27年度以降の全国学力・学習状況調査の分析結果を公表している。平成27年度の分析結果資料は下表のとおりであるが、国語への関心、算数（数学）への関心、学習習慣の項目については全国平均を下回っている状況であり、平成27年度以降同様の状況が続いている。



※図中の黒破線は全国平均値を示しています

(出典：「教育委員会提供資料」の平成27年度版より抜粋)

(エ) 学校質問紙調査について

学校向けの質問紙調査については、各学校長が学校の規模、教員数、学校での授業、研修等の取組状況を選択式アンケート形式で回答し、その結果を調査するものである（質問事項に対して、できた、どちらかというとできたという選択肢より回答を行う形式である）。

この点、教育委員会では学校質問紙の評価結果は、情報公表等を行ってはいない。学校質問紙は各学校長の主観による回答の結果であり、学校長が変わると同じ学校でも評価結果の傾向が異なってくることがある。市では、比較可能性がそれほど高くない、という理由からその結果については、詳細な分析・研究・開示までは行っていないという状況である。

学校質問紙の調査内容は以下の様な形式（一部抜粋）となっている。

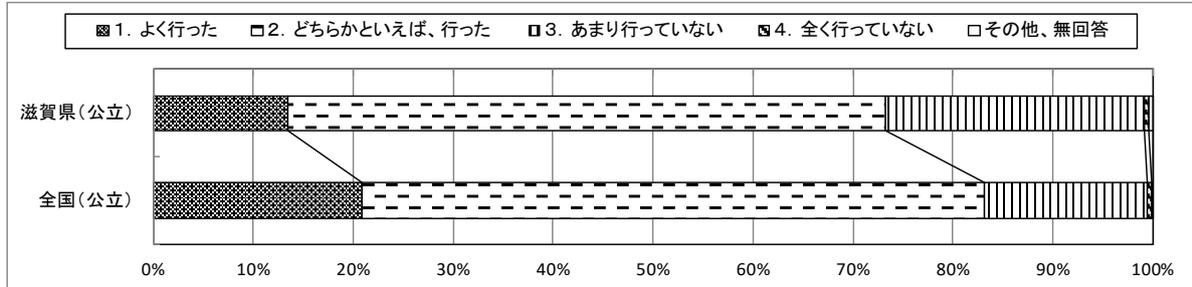
No.1	調査対象日現在の学校の全学年の児童数
	：
No.5	調査対象日現在の学校の全教員数
	：
No.10	調査対象学年の児童は、礼儀正しいと思いますか
	：
No.15	指導計画の作成に当たっては、各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していますか
	：
No.20	全国学力・学習状況調査の結果を地方公共団体における独自の学力調査の結果と併せて分析し、具体的な教育指導の改善や指導計画等への反映を行っていますか
	：

このように多様な質問が平成31年度（令和元年度）では小学校で64項目、中学校では80項目用意されている。

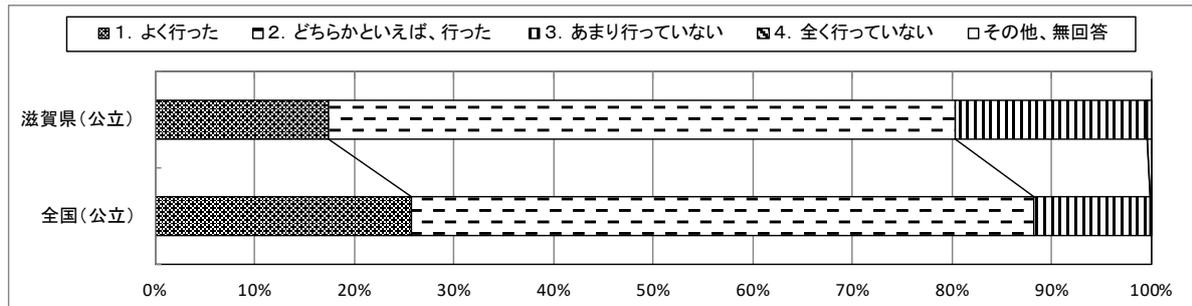
包括外部監査人が質問項目及び統計結果を確認したところ、質問項目の中には次表のような、学力調査の結果と相関関係がある項目や数値に注目すべき項目が見受けられた。

小学校 学校質問紙回答抜粋

質問番号	質問事項									
(11)	調査対象学年の児童に対して、前年度までに、将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をしましたか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	その他、無回答
滋賀県(公立)	13.5	59.6	26.0	0.4						0.4
全国(公立)	20.8	62.4	16.2	0.5						0.1



質問番号	質問事項									
(43)	調査対象学年の児童に対する国語の指導として、前年度までに、様々な文章を読む習慣を付ける授業を行いましたか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	その他、無回答
滋賀県(公立)	17.5	62.8	19.3	0.0						0.4
全国(公立)	25.7	62.5	11.7	0.0						0.1



(出典：「国立教育政策研究所ホームページ」より包括外部監査人が作成)

結果を確認すると、質問項目(11) 将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をしましたか、という問いについて、「よく行った」、「どちらかといえば、行った」という肯定的な回答を行っている割合が滋賀県全体では73.1%であるのに対し、全国平均では83.2%であり、10ポイント程度の差があることが分かる。また、質問項目(43) 様々な文章を読む習慣を付ける授業を行いましたか、という問いについても滋賀県が80.3%に対し、全国平均は88.2%であり、約8ポイントの差となっている。

上記2点について、市の調査結果が公表されていないため、教育委員会にヒアリングによる確認を行ったところ、市の入手している調査結果も滋賀県の調査結果とおおむね整合しているものであると確認できた。そのため、市においても同様の傾向があるといえる。

